○中国地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月八日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号及び百八十号	松江市東出雲町揖屋字島田五八番一から同市東出雲町出雲郷字大木一〇八二番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月八日

○中国地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月八日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
東広島市八本松町大字飯田字大山一九四五番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで	前	A 九・五〇～一八・〇〇	四三・四八六	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 六・八～二二・五	一八・七三四	
		C 一〇・〇～一二・〇	六・〇一〇	
	後	A 九・五〇～一八・〇	四三・四八六	
		B 六・八～二二・五	一八・七三四	
		C 一〇・〇～一二・〇	六・〇一〇	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○四国地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月八日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
徳島県板野郡松茂町広島字南ハリ一一番四から同町広島字小ハリ二四番一地先まで	前	一三・六五～二〇・三五	〇・一八五
	後	一五・二五～二八・五〇	〇・一八五

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月八日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十八号	徳島県板野郡松茂町広島字南ハリ一一番四から同町広島字小ハリ二四番一地先まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月八日

○北海道開発局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月八日　北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十六号及び二百三十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
登別市登別東町一丁目二五番二から同市登別東町一丁目一八番一まで	前	二八・九二～三二・一八	〇・一八一
	後	二九・七八～三二・八五	〇・一八一

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
札幌市南区定山渓国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署一〇五六林班ニ小班から同市南区定山渓一〇〇四まで	前	一四・〇〇～四六・九三	二・五六二
	後	二八・四五～一〇二・七八	二・五六二

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

三(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別四三六番一から同村知来別四六二番まで	前	A 二一・三八～二五・五九	二・四四七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二一・八七～五五・五八	二・四七六	
	後	A 二一・三八～四六・六八	二・四七六	
		B 二一・八七～五五・五八	二・四七六	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

○北海道開発局告示第百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月八日　北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十号	釧路市阿寒町飽別原野基線四四番一地先から同市阿寒町飽別原野基線四四番三まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年八月八日